平成２７年（フ）第７２号
長野県諏訪市大字四賀1945番地　ハイツＫＫ　Ｃ－109
債務者　藤井　玉葉
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第２６４号
三重県四日市市あがたが丘３丁目26番地８
債務者　田中千恵子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２６６号
三重県四日市市ときわ５丁目５番28号　ときわマンション302、前住所三重県鈴鹿市国府町4922番地569
債務者　林　　健司
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２６７号
三重県四日市市北納屋町６番27号
債務者　品田　真悟
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第６３２号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目20番17号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目29番10号　エスト武庫之荘304
債務者　清水　正和
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６３８号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目17番１－307号
債務者　新福　和雄
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６４９号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町６番25－205号、前住所兵庫県芦屋市高浜町８番３－843号
債務者　浅井　雅哉
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６５６号
兵庫県尼崎市長洲本通３丁目９番９号　Ａ’Ｓブーム壱番館103号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町３丁目29番26－603号
債務者　瀧元　秀朗
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６５７号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目１番12号　ジョイフル塚口411号
債務者　黒木　祐二
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６６０号
兵庫県尼崎市西難波町３丁目19番23号　グレイスヴィラ西難波201号
債務者　前田　翔太
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６７６号
兵庫県尼崎市西立花町１丁目16番25号、前住所兵庫県伊丹市池尻６丁目82番地の１　パレ武庫川プルミエールⅢ513号
債務者　石澤　秀幸
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６６号
奈良市西大寺新田町１番23－203号
債務者　小濵　省三
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３８７号
奈良市四条大路３丁目４番39－205号
債務者　森脇　一記
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第８７号
広島県三原市中之町５丁目１番５－204号
債務者　貝塚　賢男
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第２８８号
愛媛県松山市枝松６丁目７番19号　リヴィエール　102号
債務者　二宮　賢司
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８９号
愛媛県松山市枝松６丁目７番19号　リヴィエール102号
債務者　二宮　和代
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで　松山地方裁判所民事部